

公益社団法人 大阪府理学療法士会

ホームページへの掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人大阪府理学療法士会（以下「府士会」）のホームページへの掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条

- (1) 大阪府民を始めとした国民に対し、理学療法（士）の活動を啓発すること。
- (2) 府士会員の臨床活動、職能活動、研究活動に資する情報を発信すること。

(掲載の基準)

第3条

(1) 掲載の対象

府士会が主催および共催する事業のほか、主催者が公益社団法人日本理学療法士協会、他都道府県理学療法士会、大阪府および大阪府域市町村であり、府士会に掲載依頼のあった以下の事業とする。

- ① 研修会・セミナー・イベントの案内。
- ② 市民対象の公開講座等の案内。
- ③ 理学療法の啓発活動に関する報告および紹介。
- ④ 理学療法士派遣に関する案内。

(2) 掲載の条件

- ① 府士会および府士会員にとって有益な情報であり、公益性が高い（受益者が一部に偏らない）こと。
- ② 個人の中傷・誹謗あるいはこれに準ずるものは不可とすること。

(3) 掲載の申込

- ① 事務局に書面にて申請すること。
- ② 申請の際、下記の必要事項を明記すること。

研修会・セミナー・イベントの名称、主催者名（団体名）、内容、講師氏名、参加対象、日時、会場、費用、定員、申込方法（郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス）、その他

- ③ 期限に関して、研修会・セミナー・イベント開催日の1週間前とする。

(4) 掲載料 無料

(補則)

第4条 この規程の定めるもののほか、広報等に関し必要な事項は理事会の決議を経て会長が定める。

第5条 この規程は理事会の決議を経なければ変更、改廃することができないものとする。

第6条 この規程は、平成25年4月1日一部改正により施行する。

この規程は、平成27年4月14日一部改正により施行する。

この規程は、平成27年8月11日一部改正により施行する。